平成２５年（フ）第２４３３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目12番３―1404号
債務者　金田　京子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９８号
大阪府寝屋川市堀溝北町４番６号
債務者　山口　信彦
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５００号
大阪市生野区巽南５丁目３番29号　丸末マンション
債務者　花本　英充
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０１号
大阪市西成区津守１丁目７番33号　グループホームのどか津守
債務者　下井　皓深
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０号
和歌山県海草郡紀美野町西野424番地３
債務者　西垣内隆幸
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
山口県光市室積中央町24番17号　サンシャインⅠ―201
債務者　品川　直広
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１０１号
茨城県結城市大字結城1062番地４
債務者　菅谷　瑞子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０５号
茨城県結城市大字鹿窪1355番地１雇用促進住宅結城第二宿舎２―206
債務者　サルバドル　アルフレッド　タン（SALVADOR ALFREDO TAN）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０６号
茨城県結城市大字鹿窪1355番地１雇用促進住宅結城第二宿舎２―206
債務者　サルバドル　バージ　アモーレス（SALVADOR VIRGIE AMORES）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０７号
茨城県猿島郡境町1365番地１　永塚コーポＶ203
債務者　和田龍太郎
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１８号
茨城県古河市駒羽根1399番地54
債務者　伊藤　恵司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１９号
茨城県常総市中妻町957番地２　宮川コーポ201号
債務者　塚本　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２０号
茨城県結城市大字結城845番地１サニーレジデンスＢ201
債務者　黒川　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２６号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地138
債務者　遠藤　浩史
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５号
富山県魚津市六郎丸1118番地　メゾンピュア101
債務者　大藏　友代（旧姓常樂）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第１６９号
富山県射水市戸破2897番地６、前住所富山県射水市太閤山８丁目10番地　クローネ太閤山Ｄ―405
債務者　西谷　秀和
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
富山地方裁判所高岡支部